(e)　とりわけ、次の事項に関する目的を達成するため、この協定に基づく能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を通じて、開発途上国である締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）を支援すること。

(i)　第九条の規定に反映されている海洋遺伝資源（利益の配分を含む。）

(ii)　第十七条の規定に反映されている区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置

(iii)　第二十七条の規定に反映されている環境影響評価

第四十一条　能力の開発及び海洋技術の移転における協力

1　締約国は、能力の開発並びに海洋科学及び海洋技術の発展及び移転を通じてこの協定の目的を達成するため、直接に、又は関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関を通じて、締約国（特に開発途上国である締約国）を支援するために協力する。

2　締約国は、この協定に基づいて能力の開発及び海洋技術の移転を行うに当たり、全ての段階及びあらゆる形態で協力する。そのような協力には、全ての関連する利害関係者（適当な場合には、民間部門、市民社会、伝統的な知識を有する者としての先住民及び地域社会等）と連携し、及び当該利害関係者を関与させ、並びに関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の間の協力及び協調を強化することを通じて協力する場合を含む。

3　締約国は、この部の規定の実施に当たり、開発途上国である締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）の特別の要請を十分に認識する。締約国は、能力の開発及び海洋技術の移転の提供につき重い報告の義務を条件としないことを確保する。

第四十二条　能力の開発及び海洋技術の移転の方法

1　締約国は、その能力の範囲内で、この協定の規定に従い、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国の能力の開発を確保し、並びに特に海洋技術の移転を必要とし、及び要請する開発途上国である締約国に対して海洋技術の移転を行うために協力する。

2　締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、1に規定する能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を支援し、並びに他の支援の提供元へのアクセスを容易にするための資源を提供する。

3　能力の開発及び海洋技術の移転は、各国主導の、透明性のある、効果的な及び反復的な過程であって、参加型の、横断的な及びジェンダーに配慮したものとすべきである。能力の開発及び海洋技術の移転は、適当な場合には既存の計画に立脚したものとし、及び既存の計画と重複して行わないものとし、並びに得られた教訓（関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の下での能力の開発及び海洋技術の移転に関する活動から得られたものを含む。）を指針とする。能力の開発及び海洋技術の移転に当たっては、効率及び成果を最大にするため、できる限り当該活動を考慮する。

4　能力の開発及び海洋技術の移転は、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、個々の場合に応じた、小地域的な又は地域的なニーズの評価を通じて特定された開発途上国である締約国のニーズ及び優先度に基づいたものとし、及び対応したものとする。当該ニーズ及び優先度については、自ら評価し、又は能力開発・海洋技術移転委員会及び情報交換の仕組みを通じて促進することができる。

第四十三条　海洋技術の移転に関する追加的な方法

1　締約国は、この協定に基づいて、及びこの協定の目的を十分に達成するために行われる活動への包摂的、衡平及び効果的な協力及び参加のため、技術の発展及び移転を十分に実現することについての重要性に関する長期的な展望を共有する。

2　この協定に基づいて行われる海洋技術の移転は、公正かつ最も有利な条件（緩和された、かつ、特恵的な条件を含む。）で、並びに相互に合意する条件及びこの協定の目的に従って、実施される。

3　締約国は、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国に対する海洋技術の移転のための経済的及び法的な条件を促進し、及び奨励する。これには、企業及び機関に奨励措置を提供することを含めることができる。

4　海洋技術の移転は、当該海洋技術についての全ての権利を考慮し、全ての正当な利益（特に、海洋技術の所有者、提供者及び受領者の権利及び義務を含む。）に妥当な考慮を払い、並びにこの協定の目的を達成するための開発途上国の利益及びニーズに特別の考慮を払って、実施する。

5　この部の規定に基づいて移転される海洋技術は、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国にとって適切な及び関連性を有するものであって、可能な限り、信頼性のある、負担しやすい費用の、最新の、環境上適正な及び利用可能な形式によるものとする。

第四十四条　能力の開発及び海洋技術の移転の種類

1　第四十条に規定する目的の達成を支えるため、能力の開発及び海洋技術の移転の種類には、次のような人的な、財務管理上の、科学的な、技術的な、組織上の及び制度的な資源その他の資源に係る締約国の能力の創出又は向上のための支援を含めることができるが、これらに限定されない。

(a)　関連するデータ、情報、知見及び研究成果の共有及び利用

(b)　情報の普及及び啓発（先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に関するものであって、当該先住民及び適当な場合には当該地域社会の自由意思による情報に基づく事前の同意によるものを含む。）

(c)　関連する基盤（設備並びにその利用及び維持のための要員の能力を含む。）の構築及び強化

(d)　制度的能力及び国の規制の枠組み又は仕組みの構築及び強化

(e)　交流、研究協力、技術的な支援、教育及び訓練並びに海洋技術の移転を通じた人的な及び財務管理上の資源に係る能力並びに技術的な専門知識の構築及び強化

(f)　手引、指針及び規格の作成及び共有

(g)　技術的な、科学的な及び研究開発に関する計画の策定

(h)　この協定の対象となる活動の効果的な監視、管理及び監督のための能力及び技術的手段の構築及び強化

2　この条の規定において特定される能力の開発及び海洋技術の移転の種類に関する更なる細目は、附属書Ⅱに定める。

3　締約国会議は、能力開発・海洋技術移転委員会の勧告を考慮して、技術の進歩及び技術革新を反映し、並びに国、小地域及び地域の発展するニーズに対応し、及び適応するため、附属書Ⅱに詳細を定める能力の開発及び海洋技術の移転の種類の一覧（例示的なものであって全てを網羅するものではない。）に関する指針を必要に応じて定期的に検討し、評価し、更に発展させ、及び提供する。

第四十五条　監視及び検討

1　この部の規定に従って行われる能力の開発及び海洋技術の移転は、定期的に監視され、及び検討される。

2　能力開発・海洋技術移転委員会は、締約国会議の権限の下で、次のことを目的として、1に規定する監視及び検討を行う。

(a)　第四十二条4の規定に従い、開発途上国である締約国の特別の要請並びに開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情に特別の考慮を払って、能力の開発及び海洋技術の移転に関する開発途上国である締約国のニーズ及び優先度を評価し、及び検討すること。

(b)　必要とされ、提供され、及び動員された支援並びに開発途上国である締約国のこの協定に関連する評価されたニーズを満たす上での隔たりを検討すること。